

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- ◇ 選管告示 身体障害者福祉法による更生医療機関の指定()
保険薬剤師の登録(保険課)
選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委規則 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体を改正する規則(高等学校課)
- ◇ 海区漁鰯 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則(高等学校課)
- 委告示 すぐい網漁業の操業に関する指示
ひきなわ釣漁業の操業に関する指示

告 示

鳥取県告示第三百十五号
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成六年三月鳥取県規則第十七号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診療に係る障害の範囲	氏名	勤務先
眼科	視覚障害	宮崎 義則	鳥取市的場一丁目一 鳥取市立病院
〃	〃	仁熊 恭子	〃
〃	〃	板持知恵美	米子市両三柳一八八〇 博愛病院
〃	〃	高橋 芳香	八頭郡智頭町大字智頭一八七五 国民健康保険智頭病院
耳鼻咽喉科	視覚、平衡機能障害及び音声、言語、そして機能障害	瓦井 康之	鳥取市的場一丁目一 鳥取市立病院
整形外科	肢体不自由	森下 嗣威	〃
〃	〃	太田 康人	鳥取市青葉町三丁目二二二 太田整形外科医院
〃	〃	長尾 勝人	米子市車尾一二九三一 国立米子病院
〃	〃	中川 充	境港市米川町四四 鳥取県済生会境港総合病院
〃	〃	山縣 昇	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	内 科	循 環 器 科	脳 神 経 内 科	〃
〃	〃	心臓機能障害、じん臓機能障害及び呼吸器機能障害	〃	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	〃	〃	〃	心臓機能障害	〃	〃
細田 庸夫	谷水 将邦	小野 芳郎	千耐 浩樹	寺本 英巳	陶山 和子	廣兼 祐二	田村 矩章	久留 一郎	渡邊 謙	足立 晶子	山本 慎一
細田医院 西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	〃	鳥取市の場一丁目一 鳥取市立病院	〃	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部付属病院	〃	〃	西伯郡西伯町大字倭三九七 西伯町国民健康保険西伯病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部付属病院	鳥取市の場一丁目一 鳥取市立病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部付属病院	東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害	じん臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害	〃	〃	〃	じん臓機能障害	〃	〃	〃	〃	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害
倉吉 和夫	早田 俊司	大谷 恭一	川谷 俊夫	小濱 美昭	盛谷 直之	〃	〃	〃	〃	〃	〃
米子市西町三六一一 鳥取大学医学部付属病院	鳥取市立病院	鳥取市江津七三〇 鳥取市立病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部付属病院	鳥取市江津七三〇 鳥取市立病院	倉吉市瀬崎町二七一四一一 医療法人十字会野鳥病院	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第三百十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定に基づき、更生医療を担当させる医療機関を指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第十三条の四の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	担 当 す べ き 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	免 疫	平成十年四月一日

(指定訪問看護事業者等)

名称	所在地	訪問看護ステーション (老人訪問看護ステーション)の名称	所在地	指定年月日
智頭町	八頭郡智頭町大字 智頭一〇七二一	智頭町訪問看護ステーション	八頭郡智頭町大字 智頭一八七五	平成十年四月一日
医療法人 社団昌平会	西伯郡岸本町大 原九二七一	訪問看護ステーション きしもと	西伯郡岸本町大原 九二七一	〃

鳥取県告示第三百十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
村上 剛	鳥薬一〇六八	平成十年四月七日
田村 恵水	鳥薬一〇六九	平成十年四月六日
田村 浩	鳥薬一〇七〇	〃
廣嶋 薫	鳥薬一〇七一	平成十年四月八日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年四月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成十年四月二十七日(月)午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 第十八回参議院議員通常選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定に基づき、平成十年四月一日以降政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
野坂浩賢後援会	松崎 博司	河崎 隆雄	米子市日ノ出町一丁目一九一
野坂浩賢東部後援会	奥山 善雄	〃	鳥取市永楽温泉町一五一
岩永尚之後援会	山上 英明	中村 宏	鳥取市行徳二丁目四一三
佐藤誠後援会	岡田 京三	遠藤 量之	日野郡江府町大字貝田三五〇
佐藤誠県政研究会	佐藤 誠	岡田 峯晴	〃
竹田哲男後援会	瀬尾 学	朝倉 一郎	東伯郡関金町大字泰久寺六六三
益田信夫後援会	松田 昭	山澤 捷美	西伯郡日吉津村大字富吉一〇五四
景山たかのり後援会	遠藤 道丸	森安 清見	西伯郡岸本町大殿九六一二
鎌谷収後援会	橋本 清治	横川 茂男	八頭郡船岡町大字船岡一〇七七
小谷和助後援会	山本 良二	福岡 長治	岩美郡岩美町大字岩井三二一
中村忠後援会	浜田与佐夫	浜田与佐夫	気高郡気高町大字宝木三九三

教育委員会規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年四月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一万千円」を「一万二千円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 平成十年四月一日前から引き続き高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学している者（同日以後に編入学、転入学等によりこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなった者を含む。）に係る修学奨励金の額は、改正後の規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成十年四月二十四日

鳥取県海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成十年五月一日から同年九月三十日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

一 承認の内容

(一) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者とする。

(二) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の船舶

(三) 承認を受けた者の操業の条件

イ 操業に際し、委員会から公布された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

ロ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

ハ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

ニ 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

ホ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

二 承認の取消し

一の(三)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二

百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成十年四月二十四日

鳥取県海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における岩美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海域においては、平成十年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならない。